

規約 1

北海道高等学校長協会家庭部会規約

(名称及び事務局)

第1条 この会は、北海道高等学校長協会家庭部会といい、事務局を部会長在任の学校に置く。

(目的)

第2条 この会は、北海道高等学校長協会の趣旨に則り、家庭科教育及び福祉科教育の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 家庭科(含む福祉科)教育に関する調査研究
- (2) 家庭科教育に関する研究協議会等の開催
- (3) 高等学校家庭科技術検定の推進に関する事業
- (4) 高等学校家庭クラブ活動の推進に関する事業
- (5) 福祉に関する教科・科目設置校研究協議会等の開催
- (6) 家庭科教育及び福祉科教育の振興に関する要望及び陳情等
- (7) 部会報の発行
- (8) その他必要と認める事業

(会員)

第4条 この会の会員は、家庭・福祉に関する学科を置く高等学校及び本会の趣旨に賛同する高等学校の校長とする。

(役員)

第5条 この会に、次の役員を置く。

- (1) 部会長 1名
- (2) 副部会長 若干名
- (3) 監事 2名
- (4) 理事 若干名
- (5) 地区代表委員 若干名

(委員会)

第6条 この会に、次の委員会等を置くことができる。

- (1) 調査研究委員会
- (2) 家庭科教育研究協議会企画委員会
- (3) 北海道高等学校家庭科技術検定委員会
- (4) 北海道高等学校家庭クラブ連盟
- (5) 福祉委員会
- (6) 編集委員会
- (7) その他、部会長が必要と認めた委員会等

2 委員会等の細則は別に定める。

(役員を選出)

第7条 役員を選出は、次のとおりとする。

- (1) 部会長は総会において選出するが、当分の間、北海道江別高等学校長があたる。
- (2) 副部会長は、調査研究委員会委員長、家庭科教育研究協議会企画委員会委員長、北海道高等学校家庭科技術検定委員会委員長、北海道高等学校家庭クラブ連盟成人会長、全国福祉高等学校長北海道地区理事、編集委員長及び部会長が指名した者とする。
- (3) 監事、理事及び地区代表委員は、会員より部会長が指名する。
- (4) 部会長及び理事は、第2号の各委員長を兼ねることができる。
- (5) 副部会長、監事及び理事は地区代表委員を兼ねることができる。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 部長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副部長は、部長を補佐し、部長不在のときは会務を代行する。
- (3) 監事は、会計業務を監査し、総会において監査報告を行う。
- (4) 理事は、原則として家庭及び福祉の学科設置校長とし、学科の推進に関する業務等を行う。
- (5) 地区代表委員は、役員会等で協議された内容について各支部へ連絡や報告を行う。

(役員の仕事)

第9条 役員の仕事は一年とし、再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第10条 この会の会議は、総会、役員会とする。

2 総会は、年1回5月に、部長が招集し、次の事項を審議し決定する。

- (1) 予算及び決算
- (2) 事業計画
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の改正
- (5) その他重要事項

3 役員会は、部長、副部長、監事、理事及び地区代表委員をもって組織し、必要に応じて部長が招集する。

4 総会の開催が困難な場合は役員会を以てこれに代えることができる。

(会計)

第11条 この会の運営費は、会費及び寄付金、その他をもってこれに当てる。

2 この会の会費は年額2,000円とする。

3 この会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日までとする。

(事務局)

第12条 この会に事務局を置き、事務局には次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 事務局員 若干名

2 事務局の職員は、部長の命を受けて部の会務を処理する。

附 則

1 この会の運営に必要な細則は、役員会で定め総会に報告する。

2 この規約は、昭和40年8月6日より施行する。

昭和40年	8月	6日	制定	昭和43年	5月	9日	一部改正
昭和48年	5月	9日	一部改正	昭和52年	5月	9日	一部改正
平成6年	5月	12日	一部改正	平成9年	5月	9日	一部改正
平成10年	5月	14日	一部改正	平成19年	4月	1日	一部改正
平成21年	5月	14日	一部改正	平成22年	5月	14日	一部改正
平成25年	5月	10日	一部改正	令和元年	5月	9日	一部改正
令和8年	5月	14日	一部改正				